第５回道州制検討懇話会会議録

日　時：平成１２年１２月１３日（水）１０：００～

場　所：ＫＫＲ札幌３Ｆ　鳳凰

出席者：委員・横山座長、石本委員、井上委員、岡部委員、谷委員、寺島委員

　　　　　道・小林次長、坂上参事、事務局

（開会）

●事務局

交通機関が遅れておりまして、座長の方から、資料説明を始めておいてほしいとのことでしたので、事務局の方から資料説明をさせていただきます。

（報告）

●事務局

まず資料１でございますが、第３回懇話会におきまして、国、都道府県、市町村の役割分担の現状を説明いたしました。今日もその資料を念のために資料１の次に添付してございます。その際、行政全般にわたりまして、一通りの説明をしてございますので、結果として広範囲にわたり、専門的な事務もかなり含まれておりました。そこで今回は、前回の資料から代表的な事務をピックアップいたしまして、お手元の１枚ものの資料１を作成いたしました。作成の手法でございますけれども、まず事務を住民からの距離と申しますか、それを尺度といたしまして３分類いたしました。表の一番上の区分欄に左から右に書いてございますが、地域住民に身近なもの、市町村の区域を超えて広域にわたるもの、それから、より広域にわたる全国的なもの、これが３分類でございます。この３分類につきましては、それぞれ市町村によりなじむもの、それから道によりなじむもの、国によりなじむものを想定してございます。そしてさらに、これら３分類の事務ごとに表の一番左の実施主体の欄でございますが、上から下に書いておりますけれども、市町村、道、国のどれが現在担当しているか示してございます。つまり、この表で申し上げれば、太枠におさまるものが理想的なのではないか、大ざっぱではございますが、一応考えてございます。この点につきまして、ご批判、ご議論願えればと考えております。これが資料１でして、１ページに公共事業以外の現状、それから裏の２ページに公共事業の現状を載せております。ちょっと前置きが長くなりましたけれども、次に内容を説明いたします。最初に、１ページの公共事業以外の現状について説明いたします。まず、左側の欄の地域住民に身近なものでございますけれども、小中学校教育、それから高齢者の保健・福祉などにつきましては、市町村が実施しております。それから児童相談所や保健所の設置、建築確認など、専門職員や財政負担が伴い、市町村によって対象密度に差がある事務につきましては、指定都市など一部の市と町以外につきましては、一般的に道で実施しております。このように道で実施しております事務につきまして、もし将来、市町村合併や広域連携など、市町村の行政基盤が充実拡大した場合、どんな事務分担が望ましいのか、一般的に言えば市町村対応が可能でないかということが論点になってくるものと認識しております。それから、保健・福祉や教育の分野など、事務の実施自体につきましては市町村や道で行っておりましても、財政的に国の負担金に依存している分野でございます。分権が将来進展していった場合、地方が自主性を発揮するため、果たしてこれでいいのかという疑問がございますので、財源のあり方等につきましても大きな論点になってくるものと考えております。次に、真ん中の市町村の区域を超えて広域にわたるもの、真ん中縦の欄でございますけれども、高校教育や医療供給体制の整備、それから商工業、農林水産業の産業対策などにつきましては、道が担当しております。さらに、より広域にわたる全国的なもの、一番右縦の欄でございますけれども、外交、国防は当然国でやっておりますが、そのほか運輸、大学教育、商工業対策など、国が担当しております。これらにつきましては、府県の区域をまたがるので国が行う必要があるという発想と思われますが、道州のような広域自治体が将来できた場合とか、あるいは本道のように現在でも広域で単独のブロックを形成する場合、これらの場合にふさわしい事務分担はどうあるべきか、これにつきましても大きな論点になるものと考えております。恐らく、現在国が分担しているかなりの事務につきまして、地方においても執行可能になるのではないかと考えております。もちろん、事務配分の判断要因といたしましては、地理的な広がりのみならず、専門性や財政負担の要因があったり、そのほか国家的政策の存否などいろんな要因があり得ると思われますので、これらの点につきましても幅広い観点からご議論願えればと考えております。次に、資料１の２ページ、今の裏側でございますが、公共事業の現状についてざっと説明申し上げます。まず、一番左側の縦の欄、住民に身近なものでございますけれども、例えば地元の道路とか、公営住宅、公園、下水道などは市町村で実施しております。それから次に、市町村の区域を超えるもの、真ん中の縦の欄でございますけれども、例えば道道とか２級河川、砂防、土地改良、漁場整備などは道が実施しております。ここでちょっと補足してご説明いたしますが、より住民に近いと思われる第１種漁港、これは道が管理する一方、広域的な利用を旨とする地方港湾、これは市町村が管理しており、他府県の場合と逆転しております。この点については以前ご説明したとおりでございます。また、砂防や海岸、公園、土地改良などにつきましては、道のほか国も所管しておりまして、その区分けにつきましては、大規模で財政負担が大きいものについては国執行となっております。この点につきましては、財政負担さえ伴えば、かなりの部分が地方でも執行可能でないかと考えております。それから次に、より広域にわたる全国的なもの、一番右縦の欄でございますが、国は国道と１級河川の主要部分などを担当しております。これらにつきましては、複数の府県の区域にわたり府県調整を要するものについては国が行う必要があるとの考え方、発想があるものと思われます。これらにつきましては、先ほどと同じように、道州のような広域自治体ができた場合、あるいは本道のように現在でも広域で単独なブロックを形成する場合、このような場合にふさわしい事務分担はどうあるべきなのかということがまた論点になるものと考えております。ただ、地方での実施が適当だとしましても、現行制度上、国直轄事業の国庫負担率が補助率に比して高い、つまり国に執行してもらった方が地方の負担が少なくなりますので、事務を地方に移行するにしましても、十分な財政措置が必要となります。なお、全国的な利用にかかわるものでありましても、重要港湾とか第３種漁港などは、整備は国直轄ですが、管理につきましては既に地方の事務となっているところでございます。ここでの１種漁港とか２種漁港とかありますけれども、若干ご説明いたしますと、１種漁港は地元漁業、３種漁港は全国的漁業を対象としておりまして、第２種漁港がその中間にございます。４種漁港は離島などを対象としております。それから、下の方の点線の枠内に北海道特例と書いておりますが、これら特例とされる事業につきましては、本道開発の浅い歴史、道の余り強くはない財政力、それなどを考慮いたしまして、特に本道だけ直轄事業として実施されているものでございます。この部分につきましては、分権時代を迎え、事務分担のあり方が論点になりますとともに、地方での実施が適当だとなったとしましても、国直轄事業の国庫負担率が高いことから、十分な財源措置が必要と考えております。説明は以上でございますが、この資料につきましては、事務局の思いも若干入っている部分ございますし、まとめたために、かえってわかりにくくなった面もあるかと思います。その辺も含めてご批判、ご議論願えれば幸いと考えております。資料１の説明は、以上でございます。

●事務局

　続きまして、資料２についてご説明いたします。資料２は、税源移譲と水平的財政調整について、簡単な試算をしてみたものです。まず、１ページでございますが、地域が自立するとした場合といたしまして、第３回の懇話会でもご報告をしたのですが、国税収入と地方交付税、それから国庫支出金の額を比較してみた場合、どうなるかという表でございます。本道地域は国税収入が１兆５，０００億に対して、交付税、国庫支出金が２兆７，０００億ほどありまして、差し引き１兆２，０００億、自立するとなると不足する計算になるということ。それから、国税につきましては、本社所在地で納付されるものがありますので、法人税、消費税につきまして、都道府県間で精算基準等がある法人事業税、地方消費税のシェアで置きかえてみても、なお９，０００億円ほど不足する計算になるということにつきまして、前回ご説明したとおりでございます。次に、２ページをごらんください。そこで２ページは、地方に大幅な税源移譲をした場合を試算してみたものです。わかりやすくしますために、移譲額は交付税総額と同額の１７兆円余としております。移譲税目は所得税の１０％分と消費税といたしております。所得税は、所得額３３０万円以下の部分の税率が１０％になっておりまして、この部分を地方税へ移譲するというものです。移譲額は住民税の課税標準額、課税所得金額のことですが、のデータがありますので、これに移譲税率を掛けた数字としております。所得税現行２０兆円余のうち、１２兆円何がしが移譲される計算になります。なお、厳密に言いますと、所得税と住民税では課税最低限、あるいは控除が違いますので、単純にこの額が移るということではございませんが、傾向値ということでご理解をいただきたいと思います。消費税の移譲額は交付税総額１７兆円余と所得税移譲額１２兆円余の差、約５兆円としてございます。試算の結果でございますが、地方税額がもともとの税収規模にほぼ比例して伸びる結果となりまして、本道地域では移譲額は合わせて６，０００億ほどございまして、これを交付税１兆６，０００億と比較いたしますと、１兆円ほど下回るという結果になっております。比較として関東圏では移譲額が６兆７，０００億ほどに上りまして、交付税額１兆７，０００億を５兆円ほど上回るという結果になってございます。そして全体では、国に交付税の財源がなくなって、なお地方圏の方で６兆５，０００億の財源不足が生じるという結果になります。次に、参考といたしまして市町村別の状況ですが、移譲分を道と市町村で折半するということにして試算をしてみた場合、道庁が移譲額が３，２００億円ほどになりまして、交付税額７，２００億何がしから４，０００億ほど下回るという結果になっております。市町村別には、Ａ団体のように約１００億移譲額が出て交付税額を７５億上回るというような財政力の強い団体もございますが、一番下のＦ団体のように、６，０００万円ほど移譲額があっても、交付税額は１６兆円もありまして、それが若干減になる程度というふうな財政力の弱い団体もございます。理論的には所得税を移譲すると、高額所得者の少ない地方圏の方が税額の伸び率が大きいということが言われております。住民税は累進税率になっており、所得金額の低い部分の税率は５％ですが、所得税１０％移譲により、これが１５％になりますと３倍の伸び、所得金額の高い部分の税率は１５％ですが、これが２５％になると１．６倍の伸びということでございます。この市町村別の表を見ますと、財政力の弱い地方圏の団体ほど伸び率は大きいという傾向は出ているようでございます。ただ、格差を是正するほどということではないようです。次に、４ページをごらんください。４ページは、税源移譲の試算で国に交付税の財源がなくなって、なお地方圏で財源が不足するという形になっておりましたので、それを自治体間で水平的に調整することとした場合、どうなるかということを試算してみたものです。水平的財政調整につきましては、ドイツ連邦に例がありますので、簡単にご説明します。まず、税源配分といたしまして、ドイツは国と地方の共同税制度をとっておりまして、表のとおり税収の約７割が共同税ということでございまして、税目であります所得税、法人税、売上税別に連邦、州、それから市町村の間で定率で配分がされております。税源そのものを移譲するのではなくて、率で配分するという方式もあるわけでございます。これで税源を配分した後で州間の財政調整制度でございますが、連邦１人当たりの税収額、要するに人口１人当たりの平均税収額ですが、これを基準にいたしまして、それを上回る州が負担をして、下回る州が負担金を受け取るというふうな仕組みでございます。港湾費を除きまして特に財政需要が考慮されておらず、いわば課税力を平均化する方式というふうに言うことができると思われます。分担金の算出は段階的に計算されまして、平均を下回る州は、平均の９５％までが最低限保障される算式となってございます。そして、調整の規模ですが、１州当たりの負担ないし受取額は多くても２０から３０億マルク、円換算で１，５００億円から２，０００億円程度の規模で、ある程度拮抗したもの同士の調整といった印象があります。そこで試算ですが、先ほど税源移譲の試算で北海道地域は交付税に１兆円足りず、関東圏では交付税を５兆円上回るという数字になってございました。ここをスタートにしまして、全国１人当たり税収平均との差をドイツ方式で調整することといたしますと、本道地域は３，４００億ほど受取額が生じまして、関東圏は２兆８，０００億の負担額が生じるという試算になってございます。人口数にほぼ比例いたしますので、余り数字が動かないということになってございます。このような課税力の平均化方式では、地方圏の財政需要を賄い切れないということでございまして、仮に我が国で自治体間で財政調整を行うにしても、財政需要を考慮した方式とする必要があると考えられます。ただ、ドイツにおきましても、州間調整につきましては争いが絶えないという話がございますので、首都圏と地方圏で格差の大きい我が国においては、水平的調整が可能かどうか多少疑問な感じもいたします。次のページでございます。最後に比較といたしまして、参考までに我が国の地方交付税制度の配分方式についてまとめてございますので、簡単にご説明いたします。交付税は、地方団体ごとの財政需要から収入を引きました財源不足額に対して交付する仕組みとなってございます。基準財政需要額の算定は、単位費用に単位数値を掛けて、さらに補正係数を掛けるという算式になってございます。資料の方に道府県分の単位費用を載せてございますが、ごらんのように警察職員数を掛けて警察費を出して、道路面積、道路延長を掛けて道路橋梁費を算出するなどして、需要額を積み上げていくものでございます。７ページの下の方になりますが、これに補正といたしまして種別補正、それから段階補正、規模が違いますので段階補正ですとか、次のページになりますが、人口密度等の密度補正、それから態様補正というようなものを係数を掛けてまいります。ただいまの態様補正の③番に投資態様補正というのがございますが、これのイで、事業費補正というものがございます。座長もよくおっしゃるのがこれでございますが、公共事業の地方負担額ですとか、投資の単独事業につきまして負担額の一部を基準財政需要額に算入したり、後年度に地方債の元利償還額の一部を算入するという措置がとられるものがございます。ちなみに８ページの下の方になりますが、平成１２年度の国の地方財政対策として、地方交付税に算入されているものの例を挙げてございます。ミレニアム事業といたしまして記念行事費が単位費用に算入されたり、基盤整備事業の元利償還の半分が後年度に事業費補正されるなどでございます。最後に９ページの下の方でございますが、基準財政収入額につきましては、税収の都道府県は８０％が算入されるという仕組みになってございます。税収が１００億ふえると、交付税が８０億減るということになります。以上、交付税制度はドイツの州間調整制度などに比べまして、非常にきめ細かく自治体の財政需要に配慮した仕組みだということが言えると思われます。説明は以上でございます。

（協議）

●座長

どうも済みません。少しおくれてきてしまいまして、申しわけございませんでした。それで今、最初に説明を事務局の方からしていただきました。その資料に関して若干私の方でも補足させていただきますと、ドイツに関しましては、特徴的なことは４ページ、つまり連邦制国家なのですけれども、その中で州税の比重がすごく低いというところが一つ特徴であるかと思います。ほとんど７割が共同税。所得税、法人税、売上税というのが共同税なのですけれども、７割を占めておりまして、州税が５％ということで、市町村税にも満たないという点が一つ特徴かと思います。それからもう一つは、先ほど事務局の方がおっしゃったように、今大変もめているのですね。それが東ドイツが統合されたことに伴いまして、実は例えば旧西ドイツのときに州間財政調整で受け取っていた側のバイエルンとかそういうところが今度は出す側に回るわけです。それでそれに伴ういろんな問題が今起こっておりまして、２００２年、２００４年、その辺をめどに直していかなくてはというところが今あるみたいです。そういったような問題があるということです。それから、日本の税源移譲の試算のところでは、３ページのところに一番わかりやすいと思いますので、ＡからＦまでの団体があります。これは北海道内の市町村、ちょっと具体的な名前を出すわけにいかないということで、Ａ市、Ｂ市、Ｃ市、あるいはＤ町とか、Ｅ町という感じになって出ているわけですけれども、もし所得税の移譲をした場合、低所得者の多いところが伸びるのではないかということで、確かに伸び率は高いのですけれども、もともとの絶対額がものすごく低いわけですから、大した効果というものはないというような感じです。ですから、仮に移譲した場合でも、財政力指数が０．９以上とか、そういうところであれば、かなり効果はあるのかもしれませんけれども、本当に小さい自治体については税源移譲、財政規模の小さい自治体、財政力の弱い自治体に関していいますと、もう税源移譲でいかばかりの効果があるかというと、ほとんどないということで、むしろ改めて財政調整の必要性ということがこの試算からも浮き彫りにされるのではないかということでございます。それから、交付税のところでは、いろいろあるわけですけれども、先ほど事務局の方もおっしゃったように、８ページの態様補正の中の③のイ、投資態様補正の中の特に事業費補正の部分というのが、この間ずっと大きくなってきていたわけですが、この地方交付税をめぐる議論の中で、どうも交付税全体が悪者扱いされているところもないわけではないのですけれども、それと、つまり財政力平衡化機能という問題と、最近すごくふえてきている事業費補正の問題とが少し分けて考えないといけない部分があるのではないのかなと。そこはかなりごっちゃにして、この間もちょっとテレビなんか見ていましても、ごっちゃにしていろんな施設をつくってやっているのは、交付税だと、交付税が非常に問題だと、こうおっしゃる、テレビでやるわけですけれども、そうすると何か財政力の平衡化という話もどこかへ飛んでしまって、もうまさにその部分というのは事業費補正の部分なわけですよね。そんなようなこともございまして、ちょっとその部分をどうしていくかとかというような視点がまた必要になってくるのではないかと思います。ちょっと事務局の説明に対しまして、若干補足をさせていただきました。この二つの資料につきましては、どうでしょうか。まず、事務局の説明に対しまして、ご質問等ございましたらお伺いしたいと思います。あるいはこの移譲のも、時間の関係で割とぱっぱっと説明をしていただいたわけですけれども、もうちょっと詳しくということであれば、そういう形をとりたいと思いますし。

●井上委員

　ちょっとよろしいですか。それほど難しい問題ではないかもしれませんが、一つ今事務局から資料２に基づいて地方への財源移譲、税源移譲についてのお話があったのですが、ページ４のところでドイツ連邦共和国の例ということを参考にしながら、試算が行われているのですが、前回私、欠席せざるを得なかったのですけれども、お二方の先生がお話になったときに、要するに連邦制と道州制と分けて考える必要があるのではないかというような話が出たと思うのですが、ここはドイツの場合は連邦制ですよね。それで、私たちはここで議論するときに、ドイツの場合というのは、それほど議論の中で重要な位置を参考事例として占めるのかどうか。連邦制と道州制は違う。しかし、ここの例はその連邦制ということで一つの試算のたたき台という形になっているわけですが、そこのところは具体的にこれから私たちが税源のあり方を考えるときに、参考になるのかどうかということが一つと、あと一つは、今ここで詳細な試算シミュレーションの結果がご報告になったわけですが、昨今行われている道州制の議論等々の中で、この税源のあり方というのは、議論がどこまで進んでいるのか、ということ。とりわけ私自身がひっかかるのは、例えば公共事業、交付税の裏側にある公共事業のあり方にしても、人口比の議論というのはちょっとおかしいのではないかというのがあるわけです。北海道の場合のように、人口は全国の４．５％ぐらいしかなくて、片方では面積が２２％あるということになると、公共事業というのは人の頭数ではなくて、面積も一つ重要なもとの数、基数になるわけで、そのあたりのところも含めて今道州制に絡んででも結構ですが、税体系のあり方ということで、このあたりの部分というのをどう扱われようとしているのか、先生専門ですから。

●座長

　まず、最初の問題はこれはあくまでドイツ連邦ということで参考ということなのですけれども、一応私たち、ちょっと後でもう一回私の方で整理して申し上げたいと思いますけれども、北海道というのは一つのブロックとして完結しておりまして、そこでもし道州制を入れた場合に東北とか本州の方でしたらば、さまざまな県があるわけですが、そういった県にわたっての調整が必要ないわけです。一つのブロックとして完結していますので、それをもとに道州制というものを展望できるのではないかと。前回並河さんがおっしゃっていたような、パイロット的な形で展望していけるのではないかという、そういう観点ですので、ただそのときの財源の問題とかを勉強していくときに、道州制と連邦制というのが実際には違うわけですけれども、少し参考になるかということで出してみたということであります。特に、税源移譲の問題で、それからもう一つは税源移譲の問題で必ずいろんな人が試算するのですけれども、そのときに所得税の移譲、消費税の移譲、それとドイツの連邦制のこれが必ず出てくるものですから、私たちもちょっと１度やっておく必要があるのではないかということもありまして、資料として出させていただいたということでございます。それから、もう一つは全くおっしゃるとおりでございまして、私も人口で何でも割り切るというわけには絶対いかないというふうに思うわけです。今の交付税なんかもだんだんそういう傾向が出ておりまして、非常にちょっと私としては憂慮しているというところございまして、税財源の問題でその辺を私たちとしたらやっぱり視点として入れていかないといけないのではないのかなというのは、私の考え方であります。それでは、事務局の方から説明いただいたわけですが、一応私の方で今日の議論をしていく際に、私の方で今までの４回ほどの議論を通しまして、一応論点をちょっと整理してみましたので、この論点に若干異論があるという方がいらっしゃいましたら、言っていただければと思うのですが、私の方で整理したものを申し上げたいというふうに思います。まず、やっぱり道州制を検討していくときの課題として、委員の間でもそうでしたし、私もこの出発点どういうふうにまとめていったらいいのかというのがあったわけですが、なかなか道州制のイメージがはっきりしないという問題、考えてみますとある面でいえば当たり前といえば当たり前なのですよね。全く日本でこういう試みがないわけですから、そういう面でいっても、イメージがはっきりしないということはあったと思います。それともう一つは、道州制になると道、市町村がどう変わっていくのか。あるいは住民にとってどのようなメリットがあるのか、これは井上先生が再三にわたっておっしゃっていたことなのですけれども、そういったものをこれから私たちがさらに議論していくときに、見える形でどう整理していけるのかということが課題でないかと思います。そうしたときに、ではその際の検討の前提として、またいろんな問題にも入ってきているわけです。一つは道の支庁制度の検討が行われていますが、これとの関係はどうか。それから市町村合併との関係はどうか。それから国の将来の政策との関係はどうなのか。あるいは地方分権推進との関係はどうなのか、そういったことをやっぱり検討、私たちが道州制を検討する際の前提として、念頭に置いておかなくてはいけないものがこの４点なのではないかと。その際、これは私のまとめ方なのですが、支庁制度を検討との関係を見ていく場合に、支庁制度というのは現実的で比較的短いスパンで行われる改革である。これは今の支庁制度検討委員会の試案がそのまま通るのか通らないかという問題は全く別にいたしまして、支庁制度の割と比較的短いスパンでこれから行われる改革であるというのに対して、道州制というのは中長期のスパンで考えていく問題であるということが一つです。それから、市町村合併につきましては、これはあくまで市町村の自主的判断が基本になっているということでございます。ですから、ただ今後道州制など、地方制度がどう変わっていくかという議論をしていく中で、市町村の方の考え方が変わってくるという可能性があるのではないか。ただ、市町村合併についてはこれは自主的判断が基本ですから、私たちはもう市町村合併ということを特に念頭に置いた道州制ということを考えていく必要はないのではないかと。それから三つ目は、国の将来の政策との関係なのですが、ここは確かに今後国の政策がどう変わっていくかというのは、最近本当にいろんな問題でよく読めない部分がいっぱいあるというところはあるのですけれども、この道州制の問題に関していえば、やっぱり北海道の側からイニシアチブをとって、どのように変えていくかということを主張していく必要があるのではないか。並河先生おっしゃるようなパイロット的な役割というのがあるのではないかということでございます。それから、地方分権との関係なのですが、北海道は一つのブロックであって、このまま道州制になり得るわけです。ですから、北海道にとって道州制というのは地方分権改革を中長期の視野で行うこととほぼ同義にとらえることでできるのではないだろうかと。むしろ道州制の検討を通じて地方分権のあり方を全国に向けてパイロット的に提言できるのではないかと、こんなようなことをちょっと思っております。そうすると、今度道州制の制度像のイメージなのですけれども、一つはどのような権限を北海道なり市町村が持てば北海道が活性化するのだろうかということが１点です。それから、どういうふうにすれば住民の意思をよりよく反映できるのだろうか。それから、国と地方の二重行政がたくさん行われておりますけれども、もちろんそれが全く悪いわけではない部分もあるわけですけれども、弊害になっている部分もあるかと思います。そういった部分の解消ということも道州制の中で、その弊害となっている二重行政について解消できないかということもあるかと思います。それから同じようなことは縦割り行政にも、国の縦割り行政の問題もありまして、これももちろん全部が弊害とは申しません。やっぱりただ、弊害となっている部分というのはかなりあると思います。そこで総合行政ということが道州制で行われ得ないのかというようなことです。こういったことが制度像のイメージとしてあるのではないだろうかと思います。そうすると、そういったイメージの中で、では市町村の姿はどうなのかということも、もう一つそういう道州制の中で考えていくときに頭の中に市町村というものを十分今度考えて、道州制ということは同時に道と市町村というものをイメージの中にとらえていく必要があるのではないだろうか。そうすると、今度税財源の問題なのですけれども、これはちょっと議論あるところだと思うのですが、要するに各ブロック単位、道州ブロック単位で完全に自立できるかということなのですが、これについては今回事務局の方からちょっと試算をしてもらうという形をとらせてもらったのですけれども、ご承知のようにこの税源移譲を見てもそうなのですけれども、交付税とか補助金等の国の依存財源が北海道が非常に大きいわけです。ですから、全くブロック単位に財政を自立させるというふうにはこれはいかないと。やっぱり何らかの依存財源というものを抜きにした道州制というのは、恐らく財源の問題で全くもう無意味なものになってしまうだろうというふうに思います。そういう中で、道州制のやっぱりこれからの取り組みの方向をどういうふうにしていったらいいだろうかということになるわけですが、参考となるものは今どういう形で道州制の取り組みが行われているかといいますと、一つはこの間来ていただいた神原先生の全国に先駆けたモデルとしての提案ということです。パイロット自治体の提言というような感じでやったらどうかということです。これは並河先生も同じような趣旨の発言でございました。それから、北海道独自制度の提案ということで、ちょっと私ももう少し勉強しなければいけないのですが、北大の山口教授がスコットランドなどを例として提言をされております。それから、もう一つは、これは国の行革審等の提言もあるのですが、一番最近ですと、政党のレベル、自民党が道州制を検討する会ですか、なんかを党の中につくっているのです。実現性あるのかどうかとか、その中身がどれくらいのものなのかということについては、定かな部分は余りないのですけれども、そういった日本でも政党のレベルでも検討がなされているというようなところがございます。こういったようなご意見なども参照にしながらまとめていく方向を模索したいというふうに思います。それから、段階的な取り組みとして、道州制に行く過渡期というか、そういうところでいろんな提言がございまして、例えば北大の神原教授が公共事業の補助金における自主裁量権の獲得ということを提言されております。そういう考え方です。それから、もう一つは、行政改革国民会議の並河さんが、イギリスのＲＤＡを例にした国予算の枠配分と地方参加の制度のモデルとなることの提言というようなことで前回ちょっとお話をいただいております。それから、ちょっと私の書いた論文も今回資料につけさせていただいたのですが、現実に今教育に関していいますと、義務教育費国庫負担金制度、それから建物の方になりますと、学校施設建設補助金というような形になっております。それから福祉についてもさまざまな補助金が出ているわけですが、そういったものを包括補助金みたいな形で、つまり補助金をすぐにやめるというふうにはこれ絶対いかないわけですから、そしてすぐに全部を地方税と地方交付税にするというふうにも、これはまずいかないというふうに考えていいですから、そうなったときにその過渡期的なものとして分権を進めていく際に、今の義務教育国庫負担金ではなくて、教育関係の包括補助金とか、あるいは社会福祉関係の包括補助金とか、そういう過渡期的なものも少し考えることも可能なのではないかと。今日の資料として、私の出しているのはこれちょっとフィンランドに行って勉強してきたものをちょっと出しておりますので、参考にしていただければというふうに思います。というわけで、道州制のやっぱり視点とイメージと税財源のあり方とどういうものを権限として得ることによっていろんなメリットが生じてくるのか、段階的な取り組みはどうで、究極はどうなっていくかというようなあたりが、これから議論をしていく論点なのかなというふうに私の方ではちょっと整理してみたのですけれども、どうでしょうか。いろんな切り口はあるかと思うのですけれども、やっぱり権限の問題と財源の問題がやっぱり大きいのかなと。それから、段階的な取り組みと究極的な取り組みというか、最終的な姿というものと。もちろんこの委員会としては、中長期的な取り組みでむしろこれから道の職員の人たちに議論してもらいたいということがございますので、必ずしも具体的にこうだ、これしかないというふうにやるのではなくて、かなりいろんなもし意見が分かれても、私は併記をして書くような形にもっていきたいなというふうに思っているのです。むしろ議論の素材を、これから道職員の人や、あるいは市町村職員の人たちに提供できるようなという形で、がんじがらめにまとめるというようなことは余りしたくないというふうに思っております。何かちょっと、今の論点整理について質問ございましたら。

●谷委員

　道州制に移行した場合の行政機構のあり方というものが、現行に近い形なのか、それよりもっと機能の強化とか、再配分、見直しとか、いろいろ検討されてこなければならないと思うのです。そこのところが私ども行政の立場にいるものですから、ちょっとまだイメージとしてつかめないところがあるのです。ですから、行政機構のあり方というものがどういうふうにして変化していくのか、変えざるを得ないのかというあたりが、イメージとして固まってこないという部分がございます。

●座長

　これはむしろこれから権限の問題とか、事務配分の問題とかというのを議論する中で、こういうふうに変わるのだということと絡むわけで、その辺をこれから議論していくということになるかと思うのです。全く行政機構そのままということではないわけです。当然権限移譲だとかいろんな形で変わってくるわけです。

●坂上参事

　権限の部分は、今北海道のここの部分なのですけれども、これが形が変わることによって当然それに伴う組織になってきますから、動いていくと思いますね。やっぱり権限移譲と裏腹で、権限移譲がこうなれば、それに伴う組織となってくる、先に組織があるのではなくて、権限に伴って組織を考えていくということですね。

●座長

　それでは、議論の方に入らせていただきます。ちょうど今谷さんのご発言がございましたので、早速では入らせていただきますが、資料１、これは事務局の方の説明あったと思うのですけれども、改めて前の資料が広範囲にわたった資料であったということで、今回簡潔な資料を１枚用意いたしました。それで、一つは表は公共事業以外の部分ですね、行政の地理的範囲別役割分担の現状という公共事業以外、それから裏が公共事業ということになっております。それで、この太い枠でくくっている部分と太くない部分、これは事務局どういうふうに説明されました。

●事務局

　区分けとしては、太い部分におさまるようになっていくのが理想的ではないかと。つまり、住民に身近なものは市町村が担当し、市町村の区域を超えるものは道が担当し、より広域にわたるものは国が担当するのが理想ではないかと、こういうふうにご説明申し上げました。

●座長

　ということで、だんだんこの太いものが右の下の方に行くというような、こういう形になっているわけですけれども、これからこの中でどうなのかというようなものを少し考えていければと思うのです。個別に一つ一つ見てといっても、これ皆さん専門家でもございません。ですから、特に三つぐらいちょっと挙げていただいて、専門的に挙げていただいてもいいですし、直感的に挙げていただいても結構なのですけれども、これはちょっとどうなのかとかいうようなものを出していただければというふうに思うのですけれども。どうぞ。

●石本委員

　例えば小中学校と幼稚園、それから高校、大学というふうにしてすみ分けされていますよね。だけれども、これは二つの視点を持たなくてはいけないのかなと思いますし、施設的な視点ですよね。要するに施設をつくるというような、ハード、箱物をつくるということでいえば、こういうものになるのかなと思うのですけれども、その教育の運用というか、どんな教育をし、どんなカリキュラムを北海道がつくっていけばいいかというような、そういう大きな視点というのが、こんなふうに別個になっていていいものなのかなというのは、ちょっと気になるところなのです。

●座長

　ということは。

●石本委員

　例えば小、中は市町村でやって、高校は道がやって、大学は国がというふうになっていますよね。何か分かれてしまっているのだけれども、大きな一つの教育のどんな教育制度というか、どんな教育をほどこしていこうかという、その大本の骨格づくりというのは分かれていてはおかしいのかなという、そんな感覚で受け取ったのですよね。たしかに学校をつくるとか、校舎をつくるとかというのだったら、こういう分かれ方になるのかなと。だけれども、その中で行われる教育そのものですよね、それはこんなふうに市町村だとか道だとか国だとかと分けてしまうことというのは、正しいのだろうかという、ちょっとこういうことは気になります。

●座長

　現実には少し錯綜はしているのですけれども、町村立の高校もあったりしますし、もちろん市立の高校もあったり、それから。

●石本委員

　人事的なものですか。

●小林次長

　人事はちょっとまたこれと違う部分ですよね。給与負担法は国となっておりますけれども、任命権といいますか、小、中学校についても任命権は都道府県の教育委員会にありますよね。そこまで入っていくとかなり複雑になってまたわからない資料になってしまうと思うのですけれども。

●石本委員

　要するに建物、校舎をつくったり、それから教員の配置だとかという、そういうハード部門と、それから教育方針というか、カリキュラムはこんなカリキュラムでやっていってもいいのではないか、例えば情報を主体とした高校教育とかとありますけれども、何かそんなふうに独自カリキュラムのことを考えたりなんかするというのは、こういうふうに分かれてしまっていいものかなというのが。

●小林次長

　今現在は教育というのは、外交とか国防と同じように、全国どこにいても同じレベルの教育水準になるような仕組みになっていますよね。それを今石本委員がいわれるているのは、全国一律でなく、地域で必要だと思うカリキュラム組んでやってみようというご提案なのですか。

●石本委員

　そうですね。プラスアルファ、基本は守るのですけれども、プラスアルファのその独自な教育方針というか、何かそんなものというのはもっとこれから考えていくべきなのではないかなと思っているものですから。

●小林次長

　それは、道教委もまた市町村の教育委員会もそれぞれ、例えば、今は土曜日など自由な時間を使ってそういう地域の計画でという方向に来ています。それで足りるのか足りないのかという議論ではなくて、全く別なことをする方がいいのではないかというお話でしたら、それは国の仕事ではなくて、市町村の仕事なのか、市町村を超えるより広域的な仕事なのかということの区分けをしていかなければならないわけです。今は国の仕事ということでいいと思うのです。学校の運営といいますか、運用についてはなるべく地域に身近なことは、市町村の教育委員会が決めれるようになっていますけれども、学習指導要領とか根本的なものは全国一律となっています。

●坂上参事

　学校というよりも教育制度ということですから、日本の場合は制度としては国が全部一律でやっていて、それの実施が高校は都道府県なり、小、中学校は市町村に任させているという、そちらの方を整理したかったのです。だから、その教育制度そのものの議論ですともっと外交とか国防と同じようなレベルなのかなというふうには。

●座長

　いろいろ自治体が学校運営にかかわることはかなり、例えば山村留学制度だとか、ああいうのはもう自治体のむしろ積極的な役割がありますよね。だから、そういう地域独自のというのは、全くないわけではないですよね。そういうのはできると思うのです。ただ、教員の人件費の部分とかは、これは小、中学校は国が持つわけですよね、国と道が持っているわけですよ、義務教育国庫負担金制度というのは。そのかわり定数基準というので、４０人学級を基準にしていますということなのです。これは、ある面で言えば全国どこでも同じような教育受けられますよという、そういう基準にはなっていくわけです。ただ、これから学校５日制とかなってくると、社会教育との連携みたいなことがこれから問われてきますので、そのレベルで、つまり土曜日どうするのというようなところで地域独自の取り組みはいろいろできる要素はあるのではないのかなというふうには思うのです。私の意見を申し上げていいですか。私は、国民健康保険なんていうのは、もう市町村保険としては限界ですよね。幾ら身近なところといったって、それはもう限度があるものですから、やっぱりこれは都道府県単位に持っていかないと難しいというような感じします。谷委員は素肌で感じるでしょう。

●谷委員

　感じますよね。それはもうかねてから、大分前からそういう考え方は持っています。

●井上委員

　しかし、それは市町村レベルでもうお手上げだというのが、例えば道レベルまで上がったとすると、今度は道レベルでもお手上げだということで。

●座長

　そうですね。だから、最終的にはやっぱり国保は単独で、今の医療保険制度を前提にして議論をできない部分があるかと思うのです。ただ、もし今の医療保険制度を前提にするのであれば、やっぱり市町村からもう少し財政規模の大きな都道府県へという、こういうことは考えないといけないのかなと思うのです。ただ、根本的に言えば、今の医療保険制度全体にかかわってくる問題なのですよね。まさに、高齢者医療の問題なんかをどうしていくかとかいう問題にかかってくるのではないかと思うのです。

●井上委員

　介護保険も同じようなことがあるのですね。言えるわけですよね。

●谷委員

　やはり医療機関の多い、あるいは医療技術レベルの高い都市に全道から移入してくるという中で負担率が非常に高くなっている、苦しい部分があるわけですから、先生おっしゃったように、これは少なくとも全道エリア、道レベルでというのはやっぱりあると思うのです。そういう考えでやっていかないと、厳しいですよね。

●座長

　最近、財政学会なんかの議論でも、大体都道府県に持ってくるべきだという主張がふえていますね。市町村単独でというふうには、なかなかもう無理だろうという。それこそ昭和３０年代当時の状況からは、人口の構成も違うし、過密過疎も進んだし、高齢化も進んだしという問題がありますから、三、四十年前と同じようなやり方ではできないということだと思うのです。

●谷委員

　それと、国保の加入世帯率というのは、恐らく以前が大体４分の１、全世帯の４分の１ぐらいだと思うのですが、今はもうちょっと高くなって３分の１ぐらいになってきているとか、その構成比がだんだん上がってきていますから、そういうことも原因があると思うのですけれども。

●座長

　そうですね、産業構造も変わってきたということですね。

●井上委員

　その下の下にありますが、一般廃棄物処理というのは、これは地域住民に身近なものというところで市町村におかれているというのは、これはそれなりの正当性があると思うのですが、ただ今度地域地域、市町村レベルでやると、今度はその規制の緩やかなところに流れていくという部分もありますから、そこの部分をどうやってバランスを保つのかという問題はないのでしょうか。

●座長

　これどうですか、このダイオキシン問題だとか、いろいろ町村対応もいろいろですよね。大変苦労されていると思うのですけれども。

●寺島委員

　ただ、やはり自分たちで出す一般廃棄物は、当然市町村単位というよりも、市町村が小さいときはある程度広域というのか、何町か協同でやってやるのが当然かなと思うのです。そして、その中でやっぱり出すのを少なくするとか、経費がかかるという話をしていかないとならないです。今の井上先生のように、よそから運んでくるということは、まずこれは産業廃棄物の話ですから。ただ、今先生が言ったように、ダイオキシンなど人体に影響を与える廃棄物の基準を１０分の１とかにしていったら、今の経済成長が止まるとおそらく市町村だけでなくて国自身が、食べるものよりも廃棄するものの処理が高くなってきますから、経済がおそらくもたなくなって、その段階でもう一回基準が緩むのか、それとも埋め立て方式の選択に迫られ、おそらく北海道は、消却でなくて埋め立て方式になるのだろうと思うのです。埋め立てではダイオキシンなど出ませんから。まだ広い面積の中で東京と同じように、過密のところの論議のように、今は全部消却という話になっていますけれども、北海道は将来財政的にもたなくなったら、そして、独自に財政で実施するとなったら、入った財源の中で包括的にやれとなったら、我々もすぐ埋め立て方式に切りかえますね。ただ、今の場合補助金とか出ますからやれるようになっていますけれども、いずれ包括的な補助金体制なり今の交付税がきつくなってきたら、多分私は北海道はその方が恐らくランニングコストを考えると、１０分の１とか１００分の１になってくるのかなと思っています。

●座長

　そういうことであれば、ダイオキシンの問題なんていうのは、むしろ市町村でなくて、やっぱり道のレベルでというふうにはならないですか。

●寺島委員

　ただ、道にしても経費がかかるのは我々の負担がかかってきますから、大きくすればするほど工夫しなくなります。元が大きくなって経費が下がるとなっても、恐らく道段階になったら、今度その経費のことは余り考えません。

●座長

　だから、井上先生がおっしゃるように、町村によって取り組みがいろいろばらばらになってしまうとあれだから。

●井上委員

　いずれ広域的な処理になっていくわけでしょうから、中長期的には。

●寺島委員

　確かに、廃棄物のいわゆるごみ、し尿、それと葬祭なりが黙っていても今処理がされているのですよね。札幌については別として、小さい町村は効率悪いですからね。それと、介護もある程度やっていきますし、恐らく国保病院が今後１，０００人ぐらいの町に要りませんから、ある程度そこまで広域的になっていくのかなという。

●座長

　いや、でもそれは寺島町長はそういうふうに思われているけれども、なかなかいろんな自治体の町長さん見ていると、ほかは減らしても、病院だけは維持するという方多いですね。

●寺島委員

　ただ、今まだ余裕があるのだろうと思っているのですね。余裕がなくなったら、必然的にどこか要らないものを減らしていくのかと。そのときに、今はまだ財政がいいからみんな福祉はやります、あれもやりますといっていますけれども、ある程度もうその採算ラインを過ぎた財政になったときは、やっぱり痛みを分かち合うか、何を痛んでもやるのが一番いいかということだろうと思うのです。もうそれにそろそろ入っていると思っているのです、交付税も減っている中で。だから、本音がようやく出てくる私は時代になったのかなと。今までは福祉もやります、年金も上げます、医療も無料にしますで通ってきたのですけれども、大体医療はもう国の７０歳以下にしたところはほぼなくなったでしょう。かつて道内でも多くの町村が、６８歳、６５歳まで下げたのですが、それが恐らく政策的に７０歳に上げて今、ほぼ７０歳になったのではないかと思うのです。あれはやはりそれだけの財源があった時で今、それぞれバランスがとられ、いいところにおさまっていると思っています。

●座長

　でも、なかなかあれですよ、１億円ぐらいの赤字は安いものだということが結構多いですよね。

●寺島委員

　税収が２億くらいしかなくて、そういうところにかぎってね。ちょっと極論かもしれませんが、地方ではそういうのも今少し各町村で差が出てきているようですね。

●座長

　私も１回宮城県で計画があって、栗原郡というところでみんな大体町立病院建てかえの時期だということで、１カ所に地域の中核病院つくって、あとはサテライトの診療所にするということになったのです。ところが、まとまらないのです。これはまとまらないのです。何でうちが、病院ではなく、診療所なのかと、大変ですね、もう。それで結局だめみたいです。だから、なかなかほかの問題はさておいても、病院は苦しいかもしれませんね。

●寺島委員

　もうちょっと町村格差が出てきたら、中核病院をやるのですが、採算の悪い方が先に診療所に落ちるのです。ただそこまでいかないのかもしれません。町営の場合、競争の原理が働いていないのですよ。

●井上委員

　今、横山先生がおっしゃったようなことというのは、九州だとか中国もあるし、新潟あたりも非常に深刻な問題だから、寺島委員のようなところばかりだったらいいのでしょうけれども。

●寺島委員

　うちがそうだというのではなく、多分もっと早くなって、財政に余裕のあるときはそれでやってきているのですけれども、介護も今そうですよ。ですから、サービスの方が介護保険はまだ問題で３年たっていませんので、３年で見直しのとき問題が出るのですけれども、今そのまだ１年になっていませんね。どのくらいやれるというのは大体もう傾向は出てきたのですけれども。ただ、問題は、恐らく３年後まで先送りになるのですけれども、今度町でやっている保険の方ではなくて、提供サービスの方がもうすぐ赤字が見えてきますので、既に全部町で持っているなり、引き上げて持っているところがある。だから、こっちの方が先かなと思っているのです。いずれにしろ赤字が目に見えていますから。やはり工夫が、財源がある程度ないと工夫というのが出てこないのかなという気もするのですけれども、それを言うと余りにもこれだけ足りないのだったら道州制も自立はできないので、やはり交付税なり、財源調整というのは行う道州制ではないのかなと思う。

●座長

　それはそうだと思うのです。

●寺島委員

　１００％言いたいことを言って、道州制だとかはやれそうもないのでね。

●座長

　いやいや、もう財源も自立してはできないですよ。だからこそ今回資料を大分つくったというのも、そういうのもあったのですよ。

●寺島委員

　その中で、国との調整しながらの道州制の提言かなと私は思って。それと、今度町村との関係も市町村合併も含めてもう少し大きくなると、井上先生言ったように、ごみとかそっちも採算がとれるくらいの単位が必要なのかなという気もするのだけれども。

●座長

　だから、道州制というときも、やっぱり夢も描きたいのだけれども、もう一方でやっぱり地に足ついたやり方をしていかないと。と思いますよね。

●井上委員

　よろしいでしょうか。商工業振興対策というところなのですが、これは１ページに３カ所出ていると思うのですが、基本は一番下の国のところに括弧でくくって一番最後に商工業振興対策、これはあくまでも府県の区域をまたがるものということでここに出ているのだろうと思いますが、これを今度は左側の方に移すということになってくると、先ほど事務局の説明では、専門性だとか、あるいは財政の負担ということを考えると、国の方に置いておいた方がいい場合もあるというようなニュアンスでお話になったかと思いますが、これは財政負担の問題等々が解決されればということの前提条件つきですが、理想的にはやっぱり商工業振興対策というのは、これは道のレベルに持っていくべきものではないのかなというふうに直感的には思うのですが、それに関連してきますと、例えばその上の方にある職業安定とか、これは国レベルでやる雇用対策の問題もあると思うのですが、結局商工業振興対策というのと、例えば職業だとか、あるいは運輸、金融というのも絡んで出てくる問題だろうというふうには私は思うのですけれども。

●座長

　職業安定なんかも道の方に。

●井上委員

　実際の委任事務的な部分というだけではなくて、やはり新しい後ろ向きの、あるいは前向きの雇用対策、あるいは仕事をつくり出すという部分、こういったものは必然的に商工業、産業をいかに振興していくのかということと抱き合わせの議論でいかないと、私は最近の議論というのはちょっと違うのではないかなと思っているのです。ですから、トータルに産業経済の振興策ということで雇用の部分というのもあわせて、例えば道なら道というところに置いておく必要があるのではないかというふうには思います。これは、先ほどから事務局の方がおっしゃっておられたように、専門性の部分はともかくとして、やはりいろんな形で伴う財政負担の問題、ここの部分がやっぱり解決されないといけないとは思うのですけれども。

●座長

　そうですね。産業振興策と雇用というのは、本当に密接不可分な関係ですから。

●井上委員

　それは、北海道の産業経済構造が例えば全国の平均と非常に似通っているというのだったら、若干話は別なのでしょうが、北海道の産業構造、あるいはそれに伴う就業構造というのは、全国と比較するとかなり異質な部分がありますから、道庁の方々の人材の部分も含めて、それが道でできるだけの体制というのを整えていくということも必要でしょうし、やはり主導権というのを明確に道が持つということが、道の自主自律というところにつながっていくような感じが私は個人的にはするのですが。

●座長

　むしろ雇用とか産業経済、根幹の部分でそこを道州制として、やっぱり道の方がいいという。いかがでしょうか、岡部委員、今の井上委員の発言。

●岡部委員

　私も大体そんな感じで結構だと思います。

●井上委員

　ちなみに事務局より事前に送られてきている、自民党の議員連盟の道州制を考える会の中においても、現在国が行っている道路行政、運輸行政というようなところについて地方に移管することが望ましいとかいうような、やっぱり一つは出ているのは出ているのです。あと、これは、前回お二方の外部の先生が来られてお話のあったところだったかもしれませんが、道内で集めている郵貯も含めて、資金が地元に環流するシステムというのを考えなければいけない。これで今度は民間銀行はだれ出すかどうかはちょっと別にして、そういうことを管理監督、あるいは私たちが見つめていくという視点からいくと、可能な限りここにある部分というのは、道という、道州制の道というところに私は持ってきた方がいいのではないかというふうに思います。

●座長

　そうなのですよね。並河先生のおっしゃっていましたし、結構議論としてもあるのですよね。東洋大学の新田先生なんかも昔おっしゃったりしていたのですけれども、郵貯の地域環流というか、地域財投みたいなことで随分おっしゃっていたことあったりしたのですけれども。

●坂上参事

　運輸ではやはり、バス路線の問題がすぐ頭に浮かんでくるのです。

●座長

　バス路線とかタクシーの認可ですよね。

●坂上参事

　前向きの部分はいいのですが、要するに過疎地域の路線を廃止することを今陸運が認めないと頑張っていますけれども、それが道に来て、道で調整するとなったら。

●寺島委員

　全滅でしょう、過疎地域。過疎地域のバスが全部なくなるでしょう。自由にすれば全部ということは、目に見えていますね。かといって、空気運んでいるやつを見るのもしのびないしね。各町、相当のお金を出しているのですよ。

●座長

　各地方ね。

●寺島委員

　町で何百万から１，０００万近い金をバス会社に出しているのですよ。

●座長

　それで走らせてもらっていると。許認可を道に持ってくるのはちょっと問題があるわけですね、運輸の方の。そういう非常に厳しい部分ですよね、バス路線、タクシー。もし道に移管したら、どういうことになりますか。

●小林次長

　今は国の機関である運輸局が整理しておりますが、道に移管されても基本は同じだと思います。都道府県にその権限が移ったから、突然例えばタクシーの認可が自由化になるとか、あるいは、もっと規制がきつくなるとかということにはならないのだろうと思うのですが、道州というような考え方で今国が分担をしているものが都道府県の役割となったときには、総合的な交通行政とか運輸行政というのが組めるかもしれませんね。金融の検査なんかも今年返上したばかりでございますけれども、東京都もそういう金融検査はできない、責任負えないということで国の仕事ということになったわけですが、極端な議論をしますと、そういうことが道州ごとに決めてよいということになれば、例えば、九州の方と北海道のやり方が違うとか、国内で関税が違ってくるとか、そういうことが起きてくるかもしれません。ただ、日本全体の経済は変わらない、金融とか税制も含めて、優遇税制とかということをイメージしているのですが、そういうことであれば、どこが権限持っても、むしろ住民に一番身近なところで、例えば離島のタクシーとかは認可してもいいのではないかとかいう議論は起きてくるではないでしょうか。

●井上委員

　ただ、そこの部分は、横山先生が論点を整理された中に関連して、国と地方の二重行政になっている部分の解消というのが３の道州制の制度像のイメージ（１）視点という中に書かれてあるのですが、結局来年の１月６日から新しい行政のシステムというのが国土交通省という形になって、開発局がというのもありますし、ゆくゆくは国の出先の機関のいろんな意味での統廃合、あるいは廃止というようなことになってくる可能性も、高いか低いかは別としてあり得るということが、一つ論点としてあるのだと思うのです。それと同じように、前回出てきた並河先生だったかだと思いますが、実はパイロット的なという言葉をお使いになって裏側には、北海道はやろうとすればすぐにでも道州制できるではないかという議論の中で、北海道の行政体としての道の役割と、国の出先の機関との間の調整というような問題が結局なされなければならないというようなことをご指摘になったように思うのです。ですから長い目で見ると、結局嫌な仕事というか、住民からしかられるような仕事も避けて通れない問題ではないのかなというふうには思うのです。

●谷委員

　今おっしゃったように、国の省庁再編が、来年からスタートいたしますよね。そうすると、自治省と郵政省等が統合されて総務省になる。二、三日前の新聞に出ていたけれども、住民票等の証明関係なんかも郵便局の窓口でとれるようになるとか、さっきの郵貯の問題なんかもそうだと思うのですけれども、少しずつ国の省庁の再編の流れによって国、道、市町村の現行の役割分担というものが流動化してくる要素というのがかなり考えられるというふうに思います。そういうことでは、今後５年以内とかの中では変わってくるのではないかなという気がいたしますけれども。

●座長

　そうですね、その流れはあると思います。さきほど井上委員がおっしゃった問題というのも、我々もやっぱりきっちり議論はしていかないといけないかもしれません。

●井上委員

　若干視点はずれますが、これ自民党の議員連盟のやつも、大体今後５年ぐらいでこの道州制については具体的に目星をつけたいというようなことが出ていますから、私はなるべく早い時期に、道は横山先生を中心にしながら、どういう形であったって、道から道州制についての具体的な、そして、建設的な問題についてアドバルーンを上げるといいますか提言していくことが、北海道はこの問題についてどういうふうに考えているのか、これが今度は、税制の問題だとか交付税の割り振りのあり方というようなものも含めて非常に大事だと思うのです。ですから、どういうような形にあったって、今の教育の問題だとか医療だとかごみの問題だとか、産業振興の問題も出ていましたけれども、やっぱり一番大事なのは、提言していくということなのではないでしょうかね、具体的に。

●座長

　そうですね。自民党の方はどういうふうになるか、割と政党の場合はどっちかというと、アドバルーンを上げるのだけれども、途中でもう何かうやむやになってしまう場合もありますし、それはそれとして、ただ、私たちの方はやっぱりそれなりの建設的な提言をしていかないといけないと思います。

●寺島委員

　全国を１，０００くらいの市町村にしたら、確かに道州制でないといけなくなるのですよね。鳥取や島根だったら、一つの県に五つの市くらいしかできないでしょう。県の人口が７０万とかだからね。そうしたら、もう県というよりももうちょっと上の道州制でないと持たなくなるのですね。ですから、ちょうど市町村合併の話があるから、道州制もそれに合わせたのかなと私は見ていたのですが。

●座長

　我々の道州制の議論は、先ほど言ったように市町村合併の問題については触れるということはしないということです。

●寺島委員

　ただ、本州はやっぱりそれしかできないのではないかと思うのです。

●座長

　本州の方では余り道州制という議論はないのですよ。

●寺島委員

　ないけれども、自民党としては恐らく市町村を１，０００にしたら県自身も考えないとということでしょう。人口１０万で単純に割ってみたら、鳥取、島根なんてたった五つか六つ、そういう感じですよ。

●座長

　市町村合併の推進要綱でも、島根県なんかもっと多いです。どうしても、面積とか北海道の感覚からすれば、五つぐらいになってしまいますよね。もう少しこの辺の権限の問題を議論していただければと思うのですけれども。では、運輸なんかは一つ考えられるということですね、これは。あと、この裏側に公共事業もありますので、こちらの方も。

●石本委員

　何となくイメージなのですけれども、設備をつくるの、ハードをつくるというのと、それをどうやって運用するかというのも、ちょっと視点が違いますよね。そのときに設備は国が例えば空港なんかつくっていただいて、でも、その運用をするのは、例えば運用時間だとか、それから使用料の問題だとかと、そういうことというのは道が考えるとか、そんな形、さっきからずっと頭の中で思っているのは、ハードをどうやって運用するかの運用権というのかしら、そちらの方というのは結構道が持っていいのではないかなという気がするのです。例えば今の運輸なんかでもそうですし、道路をつくったら、その道路をどうやって運用するかという、その運用みたいなところは極力道が持ちたい、持てば理想的なのではないかなというふうに思うのです。設備も一緒につくれと言われるとちょっとつらい部分があって、そこをどう踏み切るかというのは、頭の中で悩んでいる部分なのですけれども。

●座長

　むしろ財源みたいなものを、例えば、公共事業なんかもどういう配分基準かは別にしても、道州の方にわっとおりてきて、もちろんそれは現行の総額を確保するという前提ですけれども、そして、あとどういう公共事業をやるかは道州の権限でやるというような、そんなような仕組みにしていければ。

●石本委員

　そこが一番何となく理想だなと思いますね。一番脂っこいだろうと思うのですけれども、ここの例えば電源開発なんかでもそうですよね。電源開発、国側での領域になっておりますよね。だけれども、どんな電源を開発したいかというのは、やっぱり北海道は意思を持つべきだなというふうに思いますし。

●座長

　どうでしょうか。あと何かございましたら。少し財源の議論も含めていきますか。どうですか、今ちょっと私、公共事業で一つ提案みたいな形になったのですけれども、やっぱり道州の権限で、基本的に道州の裁量で公共事業をやれると。ただし、それはもちろん総額というのは、もう今までの総額を確保するという上でですけれども、その上でつかみ金といったらあれですけれども、国からお金をもらって、あとは道州の権限で公共事業をやるというようなのはどうですか。

●岡部委員

　それはもう一番理想で、私どもが我々常日頃主張しているような形ですね。ただし、それが省庁の方は縦割りでなかなか実現しない。例えばいろいろ議論はあるところですけれども新幹線、私どもは本当に将来２０年ぐらい先を考えたときに、日本の高速大量輸送手段としては絶対新幹線が欲しいと、こう思っているわけです。今国の段階では、鹿児島から北海道の２００万都市の札幌まで一貫して通過する大量輸送手段が、２０年先の日本にとって必要かどうかということが全然議論されていないですね。それで北海道新幹線が非常に冷たいアゲインストの風が吹いている。そういう議論がないままに、金がないからだめだというだけの話になっているのです。本来、必要かどうかということをまず考えて、議論して必要だということになれば、次に金はどうするかということになるべきです。そうなると、今のこういう財政状況ですから、新しい金を調達するというわけにもいかないものですから、今あるそっちの金をこっちに持ってくるという方法しかないのです。その場合、今ですと道路の金は絶対鉄道に回さないと、こういう仕組みになっているわけだから、それができないのです。だから、そういう縦割りでなくして、そのお金のかたまりを一括北海道にいただければ、北海道の中で、道路のここの部分はちょっと我慢してもらって、新幹線をやろうかと。ただし新幹線も要らないという、北海道広いですから、東の方の反対の議論もあるのでしょうけれども、少なくとも北海道の中で何が大切かということが議論できるわけです。だから、一番効率的な金の使い方をする上でも、ぜひ道州制やる以上は、そのようなことの出来るしくみを考え方の基本として出さなければいけないですね。

●谷委員

　本当にそうだと思うのです。今国土交通省が、運輸省も包括した形で機構が再編されるという中で、国の公共事業費の大体８割ぐらいが国土交通省が握ることになるわけですから、この全体のパイの中でどこに手厚くするかというその判断が、少し見えるようになるのではないかなという期待は持てると思うのです。

●岡部委員

　ただ、我々はそれを非常に期待しているのですけれども、現実は局あって省なしと言われることもあるくらいで。

●座長

　そうなのです。局のレベルで。

●岡部委員

　局の中で取り合いをやっているものですから、一つの省の中になっても、非常に難しいと思うのです。そうなれば、いっそのこと、やっぱり地域単位にお金を配分をしてもらった方が、非常に効率的に使えるのですね。今の国土交通省には理屈としては我々も非常に期待しているのですけれども、現実としては物すごく難しいと思っていますから。

●座長

　逆にますます内部の対立が激しくなるかもしれない。

●岡部委員

　また一方、地域に配分してもらうときに、これまた現実の問題としては先程座長がおっしゃっていたように、今までいただいた金額は今後ともそっくり北海道にということは、北海道が普通の県になるということで、今後非常に難しいことになる可能性もあると思います。それで、前回の議論で、減ってもいいから、自由に使えた方が効率的な施設はできるよということ、それを言うのは非常に勇気が要るのですが、今後はその点も十分考えていく必要があると思います。

●座長

　私なんかのまとめ方としてやっぱり今の国の財政が厳しいという中で、そういう減額ということもある程度は覚悟していかないといけないという、その記述は入れて、ただ、我々の要求として、やっぱり総額というのは確保ということを、もう一方では主張はしていくというような、こういう線ぐらいでまとめようかと思っていたのですけれども。どうですか、その辺。

●岡部委員

　実はこれについては道経連として１回チャレンジにしたのですね。数年前、省庁再編の議論のときに、戸田会長が中心になりまして、北海道地域政策府構想というのを出したのです。それで、いろいろ説明に歩いて、今言ったような方式ですね、自由になるお金をください、自由に使わせてくださいということで、そのためには、今の開発庁であれば、形は自分で裁量できるようになっていますけれども、かなり実態は制限されているので、全くフリーに使えるような役所をつくってくださいと、これはまた地方分権につながりますよということでやったのですけれども、結果的には声が届かなかったという経緯があります。

●座長

　そうですか。

●谷委員

　予算執行権の自由裁量権をどうやって拡大していくかということだと思うのですよね、今おっしゃったことというのは。

●岡部委員

　全くそのとおり。ただ、これからは国としても今まで縦割り守ってきましたけれども、財源のパイがなくなれば、結局そうせざるを得ないというふうに考えてくる時代が来るのではないかと思うのです。自由に使ってくれと。今までどおりの方式はいかなくなるのではないかと。だから、一、二年目では無理でしょうけれども、絶えず主張していると。

●寺島委員

　あえて減額と言わなくても、やはりそういう中で包括的にやれば、さらに効果的な投資できるのが道州制のいいところだという方がむしろいいのではないでしょうか。言外には少しぐらい減っても、それの方がまだ効率的に使えるという含みがあった方が。

●岡部委員

　我々の口からは減ってもいいとは言えないですね。

●座長

　道州制この委員会としては書く必要はあるという。

●寺島委員

　ないけれども、中でもというか。

●座長

　今の国の財政の危機とかあるから、そういう覚悟も必要であるぐらいの表現は入れたとしてもいいと思うのです。減額の覚悟も必要であると。だけれども、減額してもいいというところまで書いてしまうと、いろんな面で。

●岡部委員

　とにかく自由に使わせてくれと。

●寺島委員

　道州制のメリットを生かして、それを補うぐらいの努力を新しい制度でしていくというそういうことですね。

●岡部委員

　もっと問題としては、北海道が普通の県になって、財源の再配分の時に、北海道特例というのは、やがてなくなる可能性もある、こういうことも覚悟はしておかなければならないですよね。

●寺島委員

　そして、ロシアの脅威はなくなったし。

●井上委員

　それは、公共事業の一番最後のところにも北海道の特例というのがあるのですが、これをこのまま残して議論していいのかなというのはあったのですが、やはり新しいシステムを求めて中央に向かって主張していくロジックの部分と、あと一つは、やはり道民のコンセンサスを形成するというときのロジックというのは、アクセントの置き方が若干違うのかなというのは最終的に残っていかざるを得ないと思うのです。つまり、こういうようなシステムの中で北海道全体が再生していくというためには、道州制というのが必要であって、そしてその中で急激に地方交付税、交付金も含めて、全くドラスティックにいろいろな部分が自主自立で、要するに使うものは全部自分たちで稼げという方向にいかないようなロジックというような、私たちは知恵を出し合わなければいけないけれども、しかし、逆に道民にそれで安心を与えるというわけにはいかないわけで。というのは、やっぱり厳しい状況の中にあって、ケース１、ケース２、幾つかの事例が、前提があるのでしょうが、非常に悲観的なシナリオが最終的に実現する可能性があったときに、それでもやっぱり岡部委員がおっしゃっているような、要するに、お金の使い道は、地元をよく知っている私たちが一番効率的で公平であるような使い方をしましょう、それでも、ふところは、お金は今よりも寂しくなるかもしれませんよということを抱き合わせで、やっぱり道民の意見というものをコンセンサスづくりをやっていかなければいけないと思います。

●小林次長

　その論点は大変大事だと思いますので、ぜひよろしくお願いしたいと思います。というのは、先ほど座長、道職員や市町村の職員に議論してもらいたいということをおっしゃっていましたけれども、そこはもちろん大事なのですが、むしろ道民の皆さんに今井上委員が言われたようなことを訴えていただいて、そうしないと、道職員も市町村の職員も、とにかく今は国からできるだけ金をいっぱいもらって、できるだけいい仕事をたくさんしたいという姿勢で仕事を進めています。役場においてもそうだと思うのですが、借金をするにしても、なるべく有利なものをして、最後は何かというと、国に面倒見てもらうといいますか、手厚い対策を受けている、それが住民の皆さんにとって一番ベターだと思ってやっているわけですから、実は国全体がパイが少なくなるだけではなくて、北海道の取り分ということからもすごく少なくなるかもしれないというような政策は、町長さんを初め役場の職員はとれないと思うのです。だからそういう意味では、もちろん職員の勉強もとても大事ですけれども、むしろ道民の皆さん方に、道州になってその自主権が高まるという代償に、ひょっとすると自分たちの財源も、仮に水平的な調整が不調であればパイ全体を小さくしなければならないわけですから、パイも減るかもしれないし、パイが減るというのはつまり交付税などを含めたトータルな収入が黙っていても減ると、道州になろうがなるまいが減るかもしれないということも含めて、この辺の議論はぜひしていただきたいと思っております。

●座長

　現行制度のままでいっても、パイが減る可能性というのは非常に高いわけですからね。

●井上委員

　だから、恐らく私もいろんなところに行っているのですけれども、昨日までも開発途上国のＪＡＩＣＡの仕事をしていたのですが、やっぱりどの国に行っても同じだなと思うのですよ。日本のＯＤＡでもそうなのですが、要するに口は出さないでくれという。とにかく金は欲しい、しかし、使い方については口出すなというような話になるのだけれども、しかし、本当に自分たちで使えるということをするためには、結局歳入の部分、歳出の部分の自由裁量だけではなくて、歳入の部分においてもやっぱり自主自立していかなければいけない時代ということを抱き合わせでやっていかないと、今恐らくいろんな方々と話していても、歳出の部分の自由裁量だけが道州制だとかあるいは地方分権の流れだと思われている方が多いのではないかと思うのです。ですから、私は何回もここで言っているのは、ある程度のたたき台ができたら、これは幾つかの地方に行って、地域の住民の方々に直接ヒヤリングするというような形で、少しずつ少しずつ、理解してもらう作業というのが必要ではないか。そういうことが来るのは、避けられない時代ですから。必至だと思いますよね。そういう中でやっぱり道州制ということを確立していく必要があるのではないかと思います。

●座長

　どうですか。寺島さん。

●寺島委員

　そうだと思います。言うだけでみんなやはりわかっていると思うのですよ。来なくなればやっぱり知恵を出し、けれども、もらえるのだったら、先ほどのＯＤＡでないですけれども、もらうときはもらいたい。できるだけそれはひものつかない金をもらいたいと、むしのいい話なのですが。ただ、もうその時代は過ぎたというのは、むしろ町村は今この二、三年の交付税の減額、減額の中でむしろ感じていますので、今のように知恵を出して、道州制なりの中で包括的に来るのだったら、１割や２割は知恵を出したらカバーできるという感じが出つつある。ただ、本音としてそれをまだ言う時期ではないのです。いい議論の材料ではないかと思うのです。その中でもそれを望むかどうか。ひもつきよりも自発的なもので、それしか生きる道が多分ない時代に入ったのではないかと思うのです。ふえているときはまだそんな話幾らしたって、これは無理な話なのですけれども、減ってしまって、小さい町村でも大体今３，０００万から５，０００万、交付税毎年落ちているのです。今回も国調で札幌市とか都市以外は、ほとんど全部落ちているでしょう。１人で大体１０万くらいの計算ですから、５００人落ちたところでは５，０００万ずつ落ちてきます。それだけでなく全体が落ちています。二重に落ちていますので、多分もう相当の部分の人は感じていますので、ちょうどいい時期なのかもしれません。この論議と合わせて。ですから、私は井上委員の今の考えに私も同じ、賛成です。

●座長

　ただ、交付税については、やっぱり人口要件を余り見過ぎているという部分があるのですよね。それで影響が非常に大きいわけで、交付税全体の今特会の赤字という問題ありますから、交付税全体がやっぱりこれから厳しくなるというのはある程度はわかるのだけれども、それが人口要件だけで見られると、非常に北海道なんか不利になってくるのです。そういうものはやっぱり主張はしていかなければならないとは思うのです。

●岡部委員

　だから、一方で減るよというのを書くのは、人に言って啓蒙すると同時に、我々はできるだけ財源が減らない知恵をここで出さなければいけないですね。今の税財源のあり方ですね。それもあわせてチェックでしょう。

●坂上参事

　資料としてまとめたのですけれども、このままだったら、水平的な財源調整だけでは、北海道は成り立たないのです。

●岡部委員

　やっぱり知恵も合わせて、セットで出していかなければならない。

●座長

　そうですよね。そのために大分我々主張したわけです、この間。

●井上委員

　それは大事ですよ。だから、やっぱり道民の方々に直接向かい合うときに、やっぱりこういうような時代が避けられないのですというときのきちんとしたたたき台だと思いますよ。私も谷先生がいらっしゃてなんですけれども、札幌市の都市計フォーラムの座長をやっていて、途中で辞任せざるを得なくなったのです。やっぱり新しい時代とともに、新しいニーズというのは出てくるわけです。しかし、実際に何がこういう場で議論になってくるかというと、税金上げることには反対ということで、歳入ふやすわけにはいかない。歳出の方はもうがんじがらめで、予算の割り振りに固定配分があって、この人たちが一たんガラガラぽんでぽっと放してくれれば、新しいニーズにこたえることができるのだけれども、これもこたえ切れないというようなことがありますから、そういうような問題も含めて、やはり道民の方々と同じ目線でやっぱりこういうものを議論していって、積極的に道州制を道民の下から支えていただけるという雰囲気づくりというのは大事だと思います。

●座長

　そうですね。

●石本委員

　意外とさっき井上先生からお話があったように、その道民に対する具体的なメッセージというのは、今までされていなかったと思うのです。市町村とかもそうだと思うのです。イメージ的に大変な世の中になってきそうだねというのはわかっているのだけれども、具体的に数字で見せられたとか、そういう説得力のある情報公開というのはやられていなかったような気がします。それはやっぱり大切なことだと思いますし。

●寺島委員

　もうみんな厳しい時代、厳しい時代と言葉をつけるから、だれもそれがというので、挨拶のまくらことばになってしまい、だれも感じていない。だから、そろそろ本音で今の数字でもこうなっているので、交付税にしてももらい過ぎとは言わないまでも、人口等からいっても多くきているのだなと。そうでないと、今何か都市に行くからおかしいではないかという論議だけされる。確保するための論議だけで、出す方に対する説得力というのがない。要するに、出す方に対しても説得力をある程度持って、本音で言っていい時代なのかもしれません。ですから、ちょっときつくてもやっぱり、これはそこまでもっていければかなり成果があるのでないですか。

●座長

　あと、公共事業以外でも、例えば福祉とか教育なんかはいろんな負担金、補助金があるわけですけれども、例えば教育なんかもこれから学校５日制になってきますし、社会教育と義務教育の連携みたいなことも必要になってきますし、福祉なんかもいろんな児童福祉とか、高齢者福祉とか、障害者福祉とかいろいろあります。こういうのをやっぱり教育なら教育だけに使える包括補助金とか、福祉のなら福祉だけに使える包括補助金にして、あとは自治体の裁量で児童に重点を置くところは児童に重点を置く、というようなやり方をしていった方がいいのではないのかなという感じはするのです。例えば、保育所措置費補助金だとそれで来ますから、それは保育所にしか使えないわけですから。どうでしょうか、そういうものは。

●寺島委員

　我々の立場からいったら、できるだけそれを広げて１本で来るのが一番いいということになるのですけれども、福祉も一切外して、それは難しいという話だったら、次の段階としてはそういう範囲でもいいです。農業なら農業でも、今の福祉なら福祉でも包括的に来る方がより裁量権が出ますし、やりやすいと思いますけれども、できることなら一本で町村に来るのが一番いいと思います。

●座長

　それは、そうなってくると、地方税と地方交付税ということになるわけですよね。またそういうふうにはすぐにいかないでしょうから、やっぱり包括補助金みたいな感じで福祉とか教育にはちょっと限定して。

●谷委員

　ただ、その福祉施設の措置費制度というのは、かなり人的比率で決まっていますよね。

●座長

　そうですね。養護老人ホームがそうですね。

●谷委員

　ホームもそうですし、保育園もそうですものね。そういう縛りがあって、ほとんどが、給与費とか経費相当分ですから、それだけではなかなか泳げない部分というのはあるので、どうなのかなという気がしますけれども。

●座長

　定数法を残して包括補助金にするということも可能だと思うのですよね。

●谷委員

　そうですね、可能ですね。

●座長

　あるいは定数法も少し緩やかにして、何人から何人以内とかというポイントにするとかね。必ずしもこの人数ですよという、今まで特別養護老人ホームなんかそうですよね。職員数が５０人の特養だと何名という感じでしたよね。そういうのはやっぱり何名から何名とか、そういう感じの方がいいのかなと思うのです。最終的には、自立ということを言えば交付税プラス地方税が一番いいのでしょうけれども、すぐにそういうふうには絶対いかないですから。

●谷委員

　確かにそうですよね。そういう地域からというか、道州制になったときにブロックから、ブロックのカラーというか、特色というのが今おっしゃったように出てくると思うのです。そういう中で泳げる部分というのかしら、任され、裁量で動ける部分というのが認められれば、そういうものが出てくると思うのです。生涯学習もそうだと思います。学校教育と社会教育との中でトータル的な教育に使える金というものがあれば、それぞれの地域の特性を生かしたものができるということがありますよね。

●井上委員

　私も横山先生の提案には賛成ですね。特に北海道の地理的なとか、自然的な条件も加味したら、単に頭数だけというところではいろんなまた予期せぬ問題も出てくるし、またこれからの時代というのは、これは市町村でも財政が非常に困窮化するというような中では、その地域によっては積極的にそういった部分をＮＰＯとか、そういうような活動で賄おうと、サポートしようというふうになってくれば、そこで浮いた部分をではこちらに回せるじゃないかとか、いうような部分も含めて、やはり地域の特殊性に合った形での裁量の余地というのをなるべく多くした方がいいのではないかという意味で、先生の提案に賛成ですね。

●座長

　あとどうでしょうか。

●石本委員

　今、まさしく井上先生おっしゃられたように、私もそう思います。例えば、富良野で、市が演劇工場というハードをつくって、そして運営は工房というＮＰＯの団体が行うというような、これからの時代というのは、そういう補完し合うやり方が時流に合っているような気がしますので、そういう工夫がどんどんされるような自由裁量権、そういうものがついてきてほしいなという気持ちはします。

●座長

　今ちょうど行政でも民間企業でもなかなか考えつかないというか、なかなか制度的にもできないとか、そういうすき間をうまくＮＰＯが埋めていくというか、という意味でやっぱりＮＰＯの存立意義というのは非常にあると思うのです。それが、富良野の場合、演劇のような感じで、知床なんかだと自然保護のいろんな運動をやっている人たちもいるし、そういうのはこれから必要になる時代だと思います。

●谷委員

　ＰＦＩ方式なんていうのも、だんだん普及してくるでしょうし、行政だけではやっていかれないというようになってきていますから。

●寺島委員

　ＰＦＩはまだ道は入らないの。第１号はまだつくっていないのですか。

●小林次長

　現実にＰＦＩでつくった施設はありません、まだ。もう少し時間かかると思います。ただ、今私たちが考えているのは、従来手法でやるかＰＦＩでやるかということについて、いわゆるバリュー・フォー・マネーというのですかね、どっちが有利なのということは、必ず検証してからやるというシステムを確立したいと考えていますけれども。

●谷委員

　札幌は今第２斎場をＰＦＩの手法で検討しています。

●小林次長

　道の計画で具体化しているのは、道立公園ですね。

●座長

　どうでしょうか。一応今日の議論としたら、権限と財源の話を中心に、結論的には包括補助金というふうな方向が、公共事業もそれに近いような、ちょっと今日議論が出てまいりまして、それが一つ基軸になるのかなというのがあります。それともう一つは、そういう中で財政が厳しい中で、これからやっぱりここはどういう表現をこれからするかというのはあるかと思うのですけれども、私なんか余り財政の方は非常に厳しい国の状況があって、覚悟はしていかないといけないだろうという表現ぐらいにして、でも総額はやっぱり確保して、自由にするというような都合のいい話かもしれないけれども、その辺で落としどころかなというように私は思っているのですけれども。もし踏み込んで書いた方がいいというのであれば、もっと踏み込んでもいいのですけれども、なかなか厳しいのかなという気もするものですから、その辺ぐらいかなという気もしているのですけれども。それはちょっともう少しこれから議論できますので、あと１回ですね。

●坂上参事

　どんどん議論していただければ。それで、ある程度今日のまとまったものを一応委員長にレポートみたいな形にしていただいて、それをもとにもう一回今の詰め切れなかった部分もありますので、それは次回にということで。

●座長

　それでどうですか。ではそういうことで、次回に足りない部分を少し議論するということにしたいと思います。大体方向性は出ていると思うのですけれども、書き方の問題も含めて、少し皆さんのコンセンサスの中でやりたいと思います。ちょっと私の方で一応整理したのを次回持ってまいりますので、こういう感じで書きたいというのをちょっと持ってきますので、それで皆さんに意見を出していただいて。では今日はこれで終わりたいと思うのですけれども、事務局の方から何かございますか。

（その他）

●事務局

次回の懇話会、最後になりますけれども、１月の下旬を予定しておりまして現在日程調整中でございます。なるべく早く連絡申し上げます。

（閉会）

●座長

では、今日はどうもありがとうございました。私最初おくれてきてしまって、本当に申しわけございませんでした。それでは今日、これで終わりたいと思います。